令和7年(ネ)第■■■■号 損害賠償請求事件

控訴人 ■■■■

被控訴人 ENEOS株式会社

控訴理由補充書(2)

令和7年7月14日

東京高等裁判所第7民事部 御中

控訴人 ■■■■

本書では、特に断らない限り、一審判決、控訴理由書、控訴理由補充書(1)及び 本件規程で定義された用語を用いる。

目次

第1	4	X補充書の作成趣旨	1
第2	才	x件における主要争点の再整理	1
第3	有	4点は「判断の妥当性」ではなく「通知義務の不履行」である	2
	1	「判断」と「通知」の整理のあり方	2
	2	通報・判断・通知を区別する必要性	3
	3	争点は通知義務の履行の有無である	3
第4	糸	- 語	3

第1 本補充書の作成趣旨

本補充書は、審理の明確化を図る観点から、控訴人の令和7年6月6日付控訴理 由書の主張を踏まえ、争点を簡潔に整理する。

第2 本件における主要争点の再整理

本件における控訴人の主張は、被控訴人が、本件調査報告において、控訴人に対し、「コンプライアンス違反となる事項ではない」と判断した対象事項の具体的内容を明らかにせず、実際に実行した本件規程に基づく是正措置及び再発防止策、又は対応策(JXA送金措置、本件返金措置及び本件契約締結)を通知しなかった点にある。

一審判決は、「被告社内の内部通報制度は、基本的に、被告が不正行為等を早期に発見し、自らそれを是正して被告等の業務の適正化を図るために設けられたもの・・・」と判示している *1。仮にこの判断に基づき、「調査の実施」それ自体については、被控訴人と通報者との間に権利義務関係又は信義則上の義務が存在しないと解されるとしても、実名通報者に対して本件規程に基づく「調査結果等の通知」を行うことは、制度上当然に予定されていた通報者保護の一環であり、この点については、両者の間に、少なくとも信義則上、又は規程に基づいて効力を生ずる義務として、具体的な権利義務関係が成立していたと解すべきである。

しかしながら、<u>一審判決においては、通報者に対する通知義務の有無という本件の本質的な争点について、正面からの判断が示されていない。したがって、控訴審においては、まず本件規程に基づく「調査結果等の通知」に関する法的義務の有無を検討し、さらに、当該通知において具体的に何をどこまで通知すべきかについて</u>も検討する必要がある。

第3 争点は「判断の妥当性」ではなく「通知義務の不履行」である

- 1 「判断」と「通知」の整理のあり方
 - 一審判決は、次のとおり判示している*2。

「原告は、要するに、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実が存在したのに、本件各調査報告において、被告がその事実がない旨判断し、それを前提とする対応をしたことが本件規程及び行動基準の違反である旨を主張しているから・・・」

しかし、控訴人が本件で問題としているのは、被控訴人の「判断」の妥当性ではない。本件各調査報告において行われた「通知」の内容が不適切であり、本件規程に基づき通報者に対してなされるべき「調査結果等の通知」を行う法的義務が果たされなかった点に問題があると主張している。

なお、念のため付言すれば、調査報告において行われるのは「判断」ではなく 「通知」である。もっとも、通報を受けた側が判断を行っても、その内容を通報 者に通知しない場合もあり得る。一審判決における「原告の主張」の整理は、

「判断」と「通知」とを明確に区別しておらず、その理解にはやや困難を伴う。 本件は、通知義務の有無について争っているので、調査における判断の内容と 通知された内容を区別すべきである。したがって、控訴審においては、これらを 明確に区別し、検討し直す必要がある。

¹ 一審判決10頁22行目「被告社内の」以下、及び同11頁14行目「被告社内の」以下

² 一審判決11頁8行目「原告は、要するに、」以下

2 通報・判断・通知を区別する必要性

また、一審判決は、次のとおり判示している *3。

「被告がGSTを支払ったことがコンプライアンス違反となる事項ではない旨(本件調査報告)、GSTの還付をするかは任意であり、還付を受けないままでも不正行為等には当たらない旨(本件追加調査報告)の各判断をしたことが不相当であると認めるに足りる的確な証拠もない」

しかしながら、控訴人は、「被控訴人がGSTを支払ったこと」自体について、「コンプライアンス違反となる事項ではない」と判断されたとは主張しておらず、証拠上もそのような判断がされた事実は確認されない。

また、被控訴人の主張に照らすと *4、一審判決は、通報の内容、調査における判断の対象、通報者に通知された調査結果の対象とを区別せずに判示しているといわざるを得ず、その点が判示内容の理解を困難にしている。

<u>そもそも、通報の内容、調査における判断の対象、通報者に通知された調査結果の対象は、それぞれ一致しない場合もあり得る。したがって、控訴審において</u>は、これら三者を明確に区別した上で、改めて検討する必要がある。

3 争点は通知義務の履行の有無である

一審判決は、「原告の主張」の整理の際に、「その事実がない旨判断し」「各 判断をしたこと」など、「判断」という表現を用いている。

しかし、控訴人が本件訴訟において問題としているのは、被控訴人が本件通報に受けて、実際に本件規程に基づく是正措置及び再発防止策、又は対応策(JX A送金措置、本件返金措置及び本件契約締結)を実行したにもかかわらず、その対応内容を通報者である控訴人に対して適切に通知しなかったという点にある。

したがって、<u>本件における争点は、被控訴人の「判断の妥当性」ではなく、控</u> 訴人に「通知すべき事項を通知しなかった」という通知義務不履行である。

第4 結語

以上のとおり、一審判決には控訴人の主張の理解に齟齬があり、争点の捉え方に も不十分さが認められる。控訴審においては、控訴人の主張構成に基づいた審理が 尽くされ、実名通報者に対して「調査結果等の通知」を行う法的義務の有無が正面 から判断されることを求める。

以上

³ 一審判決12頁4行目「被告がGSTを支払ったことが」以下

⁴ 控訴答弁書13頁7行目「原審においては、」以下